

## 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイかけはし重要事項説明書

### (事業の目的)

社会福祉法人山形虹の会が開設するショートステイかけはし（以下「事業所」という。）は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員などが要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

### (運営の方針)

- ① 事業所の看護職員などは指定短期入所生活介護サービスを必要とする利用者（介護予防にあつては介護予防短期入所生活介護サービスを必要とする利用者）に対して、事業サービス計画に基づいて短期入所上の管理における、介護その他の世話及び機能訓練その他必要な介護を行うことにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにします。
- ② 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### (事業所の名称等)

- ① 名 称 ショートステイかけはし
- ② 所在地 鶴岡市民田字代家田100番1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ② 従業者  
医師 1名以上  
生活相談員 1名以上  
看護・介護職員 7名以上  
管理栄養士 1名以上  
機能訓練指導員 1名以上  
事務職員 1名以上

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たります。

#### (利用定員)

事業所の利用定員は21名とします。

#### (サービスの申し込みからサービスが提供されるまでの流れ)

##### ① サービスの申し込み

利用申請書を提出していただき、重要事項及び契約内容をご確認後、契約の締結を行います。

##### ② 状態の把握 (アセスメント)

担当の生活相談員が利用者様やご家族に面接し、抱えている課題やご希望をお聞きします。

##### ③ 介護支援専門員 (ケアマネジャー) との連絡調整

担当の生活相談員を中心に、関係する介護支援専門員や地域包括支援センター、利用者様やご家族も参加し、必要な意見交換を行うことによりサービス計画の内容調整を図ります。

##### ④ 短期入所生活介護計画の作成

利用者様のご希望や心身の状況等を把握し、サービスの内容を決定します。

##### ⑤ 利用者様・ご家族の同意

作成された短期入所生活介護計画書の内容について、ご確認・了承をいただきます。

#### (利用料等)

① 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の各利用者の負担割合に応じた額となります。

② 滞在費・室料・その他の費用については、別紙料金表をご参照ください。

#### (通常の事業の実施地域)

鶴岡市 (事業所から片道 10km 以内の地域) の区域とします。

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

短期入所利用上のルールとして、「入所のご案内」に記載されていることを遵守してください。

#### (サービスに関する要望または苦情について)

利用者様及びご家族からの、当事業所の提供する介護サービスに対して要望又は苦情等について、管理者または担当者に申し出ることができます。

#### (非常災害対策)

事業者は、非常災害対策に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を作成し、また非常災害に備えるため定期的に避難・救出その他の必要な訓練を行います。

#### (緊急時の連絡先)

主治医・ご家族等緊急時の連絡先は、予め生活相談員より確認させていただきます。サービス提供中にご利用者様の様態の変化等があった場合には、当該の連絡先等へ連絡させていただきます。

(事故発生時の対応)

事業所は、事故後速やかに処置・対応、家族等への連絡を行います。また、重大な事故及び提出が必要な事故等が発生した際には、関係機関会議の開催と共に、保険者及び県・関連機関への報告を行います。

(虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
②	虐待の防止のための指針を整備する。
③	従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
④	前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(第三者評価について)

施設では、提供するサービスの第三者評価は実施していません。

## 個人情報利用の目的

ショートステイかけはし

当事業所では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【 利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的 】

〔 法人事業所内部での利用目的 〕

- ・当事業所が利用者様等へ提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
  - …退所等の管理
  - …会計・経理
  - …事故等の報告
  - …当該利用者様への介護・医療サービスの向上

〔 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的 〕

- ・当施設が利用者様に提供する介護サービスのうち
  - …サービス担当者会議等での連携及び係る照会への回答
  - …利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - …検体検査業務の委託その他の委託業務
  - …家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - …審査支払い機関へのレセプトの提出
  - …審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

〔 その他 〕

- …利用者様の求めに応じたサービス提供記録の開示

### 【 上記以外の利用目的 】

〔 当法人事業所内部での利用に係る利用目的 〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - …医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - …当事業所で行われる学生等への実習の協力
  - …当事業所で行われる事例研究

〔 他の事業所等への情報提供に係る利用目的 〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - …外部監査機関への情報提供
  - …山形虹の会と福祉を良くする友の会加入のお勧め